

優良住宅取得支援制度の愛称決定！



# 【フラット35】S<sup>+</sup>のご案内

【フラット35】Sとは、平成18年6月以降に【フラット35】をお申込みされるお客様が、一定の要件を満たす住宅を取得される場合に、融資金利を優遇する制度です。

当初5年間の融資金利を

平成18年6月  
より受付開始

**0.3%** 優遇します。

## 【金利優遇を受けるための条件】

- 1 平成18年6月以降にお申込みください。
- 2 次のいずれかの基準を満たしている住宅であることを証明する「適合証明書」をお申込み先の金融機関へご提出ください。

- ◆ 省エネルギー性能：省エネルギー対策等級4の住宅
- ◆ 耐震性能：耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）2以上の住宅
- ◆ バリアフリー性能：高齢者等配慮対策等級3以上の住宅

（等級は「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく住宅性能表示制度の性能等級と同基準です。

中古住宅は、省エネルギー性能の基準の対象にはなりません。）

- ※1 本制度の適用戸数には制限（15,000戸目途）がありますので、年度途中で本制度の受付けを終了する場合があります。受付けを終了する場合は、終了日の約3週間前までにフラット35専用サイトでお知らせします。
- ※2 平成18年5月31日以前にすでにフラット35をお申込みの方で、優良住宅取得支援制度の適用をご希望の場合は、お申込み先の金融機関へお問い合わせください。
- ※3 本制度を取扱う金融機関については、フラット35専用サイトにてご確認ください（5月末掲載予定）。
- ※4 適合証明書の交付に関しては、裏面の「優良住宅取得支援制度（フラット35S）の物件検査について」をご覧ください。

## ■フラット35専用サイト■

[www.flat35.com](http://www.flat35.com)

商品概要や手続きの他、取扱金融機関や融資金利など最新情報をご覧ください。

## ■住宅金融公庫お客様コールセンター■



0570-0860-35

一般電話からは、市内通話料金でご利用いただけます。

- ご利用いただけない場合（IP電話、PHSなど）は、東京 TEL03(5800)8002 / 大阪 TEL06(6281)0021 までおかけ直してください。
- 営業時間 9:00～17:00 土曜、日曜も電話相談を実施します。（祝日、年末年始は休業）

## 優良住宅取得支援制度（フラット35S）の物件検査について

優良住宅取得支援制度の適用を受けるためには、①と②の両方の手続きが必要です。

①検査機関に物件検査の申請を行い、優良住宅※1の適合証明書の交付を受けることが必要です。

②借入申込みした金融機関にも、優良住宅の申込み手続きが必要です。

なお、優良住宅の基準は、昨年度（平成17年度）より変更がないため、すでに交付された優良住宅の適合証明書も利用できます。

※1 優良住宅取得支援制度の基準に適合する住宅

### 新築住宅

#### 一戸建て住宅

		着工 ▼	中間現場検査申請可能時期※2	竣工 ▼	説明
着工前のもの	申請可能時期	[期間]			設計検査、中間現場検査及び竣工現場検査を申請し、優良住宅の適合証明書の交付を受けてください。
	必要な手続き	設計検査	中間現場検査	竣工現場検査	
着工済みのもの	申請可能時期	[期間]			設計検査・中間現場検査（同時でも可）及び竣工現場検査を申請し、優良住宅の適合証明書の交付を受けてください。ただし、中間現場検査申請可能時期までのものに限ります。
	必要な手続き	設計検査	中間現場検査	竣工現場検査	
建設住宅性能評価取得のもの	申請可能時期	[期間]			評価書によりフラット35の基準及び優良住宅取得支援制度の基準に適合することが確認できるものについては、設計検査・中間現場検査が省略されますので、竣工現場検査を申請し、優良住宅の適合証明書の交付を受けてください。
	必要な手続き				

※2 中間現場検査申請可能時期とは、屋根工事完了時から外壁の断熱工事の検査が可能な時期までの間（木造住宅の場合）をいいます。

#### マンション

		着工 ▼	竣工 ▼	説明
着工前のもの	申請可能時期	[期間]		設計検査及び竣工現場検査を申請し、優良住宅の適合証明書の交付を受けてください。 なお、耐震性能又は省エネルギー性能に係る住宅については、中間の施工状況確認のため、工事監理報告書が必要となります。
	必要な手続き	設計検査	竣工現場検査	
着工済みのもの	申請可能時期	[期間]		設計検査・竣工現場検査（同時でも可）を申請し、優良住宅の適合証明書の交付を受けてください。 なお、耐震性能又は省エネルギー性能に係る住宅については、中間の施工状況確認のため、工事監理報告書が必要となります。
	必要な手続き	設計検査	竣工現場検査	
建設住宅性能評価取得のもの	申請可能時期	[期間]		評価書によりフラット35の基準及び優良住宅取得支援制度の基準に適合することが確認できるものについては、設計検査・工事監理報告書の提出が省略されますので、竣工現場検査を申請し、優良住宅の適合証明書の交付を受けてください。
	必要な手続き			

注 公庫融資の工事審査を受けた経過措置適用住宅は、フラット35の物件検査を省略できる場合がありますが、優良住宅の適用を受ける場合には、新たに物件検査を申請し優良住宅の適合証明書の交付を受けていただくことが必要ですので、ご注意ください。

### 中古住宅

優良住宅取得支援制度の基準に適合することが確認できる既存住宅の建設性能評価書、新築時の建設性能評価書等により、物件調査の申請※3を行い、優良住宅の適合証明書の交付を受けてください。

※3 検査機関でのみ取り扱いできます。公庫住宅調査技術者（登録している建築士）は取り扱いを行いません。